

『「今後の建築基準制度のあり方について「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある建築確認制度等の構築に向けて」（第二次報告）（案）』に対する意見

（該当箇所）

6 頁 2 4 行

（意見）

「建築基準法令で規定された以上の内容（推奨基準）を求めている実態がある」とあるが、「推奨基準」という表現は公式に定義化されておらず、表現を変えて頂きたい。

（理由）

「推奨基準」という言葉が公式認定されたものと誤認され、質のバラツキが進む恐れがあります。

（該当箇所）

6 頁 2 4 ～ 2 7 行

（意見）

構造計算適合性判定の質の確保は是非行って頂きたい。具体的には、構造計算適合性判定機関の指摘内容の水準をある程度、とって頂きたい。

（理由）

構造計算適合性判定員によって、建築基準法令で規定された以上の内容(推奨基準)を要求されることがある。また、同一の構造計算適合性判定機関でも、適合性判定員によって指摘の内容が異なることがあります。

（該当箇所）

1 1 頁 1 7 行

（意見）

8 頁 3 6 ～ 3 8 に述べられているように、継続的に構造計算適合性判定員の確保のもと、1 都道府県での業務を行う機関を 2 以上として頂きたい。

（理由）

1 都道府県の業務を行う機関が 1 機関であることで審査機関の日数などへの弊害が出やすくなります。

（該当箇所）

1 1 頁 2 9 行

（意見）

「十分な審査能力を有すると判定された建築主事等」は、判定する機関、および個人の判

定か組織・法人の判定かを明確にして頂きたい。

(理由)

審査の効率化に地域的な差が生じる恐れがあります。

(該当箇所)

1 1 頁 3 2 ～ 3 3 行

(意見)

「建築物同士が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうか判断を可能とする」ことは、是非採用して頂きたい。

(理由)

独立した建物であれば、構造計算が不要な小規模な回廊のようなものでも、計算書の作成が必要となり、設計者の負担となります。

(該当箇所)

1 2 頁 1 6 行

(意見)

消防の審査に影響を及ぼさない構造関係での計画変更については、消防同意の手続きを経ず、通知等の簡易な手続きにて申請できるようにすることを、検討頂きたい。

(理由)

申請期間の短縮や合理化が可能と考えます。

(該当箇所)

1 2 頁 1 7 行

(意見)

軽微変更の判断に審査機関によるバラツキがあり、杓子定規に判断される場合があるので、手続き不要についての見直しは是非お願いしたい。

(理由)

例えば、梁レベル 50 mm 変更した場合で明らかに安全であることが判断できる場合でも施行規則に主要部材の位置移動に関する項目がない為、計画変更と判断される場合があり、業務に支障をきたしています。

(該当箇所)

1 2 頁 1 7 行

(意見)

変更した部材の安全性について、構造計算プログラムで再計算して明らかに安全であるこ

とが確認できる場合で、設計者が確認時からどこを変更したかが明確な場合は軽微変更であることの確認手段として認めて頂きたい。

(理由)

現状は手計算で確認できないものは不可となる為、構造計算プログラムで再計算が一番、安全性確認の為に正確で有効であるとわかっているにもかかわらず、手計算を付けている為、相当な作業手間が発生しています。

(電算は参考結果との位置付け)

(該当箇所)

12頁27行

(意見)

指定確認検査機関での仮使用の審査を、是非可能として頂きたい。

(理由)

確認申請を指定確認検査機関で受けた物件について特定行政庁での仮使用の審査がある場合、建物全体の再説明、指定確認検査機関との協議の経緯・経過・指導を全て伝えていく必要があります。その際、指導内容について違いなどがあると再協議が必要になり、審査期間への影響も想定されます。仮使用の審査を指定確認検査機関で行い特定行政庁へ報告し許可を受けることで、手続き上の合理化・円滑化が可能であり手続き期間の短縮や省力化に繋がると考えます。